

『落合新聞』の研究（2）

A Study of the “Ochiai Shinbun” (2)

福井 延幸

(Nobuyuki FUKUI)

キーワード：落合新聞・地域・放射七号線・1960年代・インフラ整備

KeyWord：Ochiai Shinbun・Area・Radial road Route 7・The 1960s・
Infrastructure

V. 高度経済成長期の記録としての『落合新聞』

『落合新聞』の目的について、昭和38年1月27日第7号1面では、「落合とその周辺の沿革、および現勢を伝えることを目的とする。」と一文にて表明されている。昭和37年5月3日創刊号1面「発刊に際して」でも「われわれの新聞がその町の利益を擁護する公器であって一向にさしつかえないはずである」という。発行人である竹田助雄の問題意識は、郷土の歴史と防犯、環境、インフラ整備、地方政治などの「町の利益を擁護する」地域の諸問題にあった。

落合の「現勢を伝えること」を目的の一つとした『落合新聞』が発行されていた昭和37（1962）年から昭和42（1967）年にかけての期間は、日本の高度経済成長期の只中であり、図らずも『落合新聞』は高度経済成長期の中で大きく変容していく落合地域を記録していくことになった。50号を数える紙面には落合地域の姿を大きく変えることとなったインフラ整備が次々進められていく「現勢」がさまざまな形で記載されている。そこには放射七号線建設、地下鉄五号線敷設、落合処理場建設とそれに伴う下水道整備、防犯灯の設置など落合地域が高度経済成長期において直面した60年代的課題が提示され、その課題に地域がいかに向き合ったか、地域の努力と変質の過程が克明に記されていた。

VI. 1960年代の落合地域におけるインフラ整備の問題について

1. 放射七号線建設の経緯

放射七号線とは、通称「新目白通り」と呼ばれる目白通りのバイパスである。落合地域における目白通りとは、「農村的様相を示していた頃からの重要な道である。前者の目白通りは、近世には雑司ヶ谷通りと呼ばれて、西の方の村々から江戸へ出ていくときに往来する重要な道であ」¹⁾り、落合地域の南側を通る早稲田通りとの二本の道路が古くからのものであった。「落合地区を走る道は東西方向を基本としていた。それは江戸・東京と西郊のムラムラを結び

ふくいのおゆき：目白研心中学校・高等学校教諭

つける道として発達したことを示している。」²⁾ というように、目白通りは江戸時代より江戸・東京と西の郊外を結びつける役割を持っていた。目白通りの地域的意義である。

目白通りのバイパスたる放射七号線の建設の経緯については、「敗戦後の1946年（昭和21年）官報戦災復興院告示第3号において決定された。ここに示された東京戦災復興都市計画の幹線道路計画は、「幅員100mの大幹線道路7号線、幅員80mのもの2路線などで見事な放射・環状の道路網を形成している」（石田頼房『日本近代都市計画の百年』 p 225）ものであった。放射7号線は昭和2年の計画案に比べると路線が延長され、道路の幅員も25mから50mへと拡幅されていた（環状6号線は20mから80mに）。

しかしながら戦後の国家財政の危機を迎え、復興事業は特に東京で遅れ、ついに1949年（昭和24年）に計画は「再検討」の名の下に大巾に縮小されることになる。この結果、環状6号線拡幅計画は当初の半分の40mに、放射7号線は50mから36mの幅員に縮小された。環状6号線の拡幅は、開通して間も無く更に2倍に拡張するのは困難であり立ち消えとなるが、そのまま伏流となって問題が浮上することになる。1959年（昭和34年）5月には東京オリンピックの開催が決定。5年後の開催までにオリンピック施設を結ぶ道路網の整備・延長を迫られる。ここでは環状6号線も放射7号線も関連街路に指定されたが、文化村は対象からはずされた。

このような戦後の経過を経て、放射7号線が事業決定されるのは1961年（昭和36年）10月5日建設省告示である。「①交通量増加による目白通りの混雑緩和、②裏宅地での交通事故防止、③練馬方面から高田馬場方面への交通の便を良くする」といった理由であった。文化村地域に該当する環状6号線より西を第1期工事、東を第2期工事とし、幅員25m、環状6号線との交差点から300mは幅員33m～36mとし、環状6号線とは掘割の下をくぐる立体交差とし、完成は4年後の昭和40年の春とされた。」³⁾

というのがその建設の経緯である。放射七号線の建設は、目白通りのバイパスとして混雑を緩和すること、「交通戦争」といわれていた当時の事故多発の状況をバイパス建設することで特に住宅街での交通量を減少させることで事故を防ぎ、東京と西の郊外を結びつける役割を強化するための道路整備という意味合いを持ったものであり、高度経済成長期にその建設が進められていった。

2. 『落合新聞』における放射七号線への関心

『落合新聞』創刊号で1面に取り上げられているのはこの放射七号線についてである。「“放射七号線” 工事着工は来春の見込—まず環状六号との立体交差から—」の見出しでいわゆる十三間道路、現在の新目白通りの工事着工に関する記事が掲載されている。自動車の交通量が激増した60年代、都内の交通渋滞は慢性化し、幹線道路のバイパス建設によるその解決が喫緊の課題となっていた。しかしこの放射七号線は落合地域からみれば道路が文化村を分断する形で建設されることになっていた。また立ち退きや補償の問題が絡み、近郊市街地として発展してきた落合地域のありようを根本から変える重大な出来事であり、地域の関心も非常に大きな

ものであった。地域におけるその意味は『落合新聞』でもその創刊号第1面トップ記事で伝えられていることからよくわかる。

放射七号線問題についてはその後、4・7・9・17・19・20・22・23・26・28・31・32・33・40・43・44・45・46・47・48・50号の計22号にわたって関連の記事が掲載されており、『落合新聞』が継続的にこの問題に関心を寄せていることがわかる。竹田は『落合新聞』の発刊に際し、創刊号「発刊に際して」で「まず第一に、新聞とは「公平な世論機関」でなければならぬ」、「われわれの新聞がその町の利益を擁護する公器であって一向にさしつかえないはずである。」という姿勢を示しているが、地域が道路建設によって分断されるという大問題に対して継続的に報じることで、まさに「公平な世論機関」、「町の利益を擁護する公器」としての姿勢を見せているのである。なお、放射七号線建設に関する問題を伝える際の視点は、5つに大別される。以下にその5つをあげていく。

(1) 進捗を伝える

創刊号以降の放射七号線関連の記事としては、昭和37年8月15日第4号2面「放射七号線”その後変化殆どなし”」の記事で、いまだ捗らない建設の進捗状況を伝え、昭和38年1月27日第7号1面「落合の現状と将来」で地元選出の小野田増太郎都議会議員への落合地域の現状に対する質疑を掲載している。この時の放射七号線関連の回答としては、

「十三間道路まで測量は全部了った。買収価格も地主にはすでに提示してある。中央(だいたい下・四交番前の通り)より西寄りの土地は平均十一万から十二万円程度東寄りには十三万から十四万円ぐらいで、この価格は価格評価委員会にかけられ決定されたものである。一期工事は六環より西寄りの六〇〇米、これはオリンピックまでは是非とも完成する予定。価格もこの間だけが決まっている。現在、立ちのきを承認しない処が僅かだがあって難航しているが、長びくと公益優先の立場から土地収用法にかけられることになるかも知れない。」

と、用地買収がまだ完全に終わっていないことを伝えている。次いで昭和39年2月13日第17号1面「升豊通り以西ほぼ買収了る 一部交渉中 放射七号線」では、「升豊酒店通り以西は一部をのぞいて買収がほぼ完了し、六号環状線までの潰地測量も調査の段階に入り、近々完成する計画になっている」とその後の用地買収の進捗を伝える。潰地測量へ進展した理由については、「放射七号線道路対策協議会」と、第三建設当局との話し合いの結果「潰地測量」了解に達したというのである。「放射七号線道路対策協議会」とは、昭和37年2月に結成された団体で、環状六号線から文化村を通り抜け十三間通りに至るまでの第一期工事対象世帯の大半が出席し、会員は一〇〇名をこした⁴⁾。『落合新聞』においても昭和38年4月15日第9号1面「放射七号 私達は訴える」が掲載されている。

その後、用地買収が進むにつれて、昭和39年7月27日第22号4面「六環以東潰地測量はじ

まる 放射七号線」、昭和40年4月9日第26号1面「放七僅かに進む」、昭和40年12月20日第33号1面「放射七号線第二次工事始まる 環状六号以東も」、昭和41年9月10日第40号1面「放射七号線 用地問題解決 来年夏平面交差でひとまず環六と結ぶ 下落合駅までは来年度中」と、着々と進んでいく工事の進捗状況を伝えている。

落合地域において、放射七号線は昭和42年7月25日に開通するが、これについては直後の昭和42年8月10日第48号1面「放七開通 細路の交通量半減 目白通りもかなり緩和」で以下のように伝えている。

「都は七月二十五日午前九時より、西落合一の四の一―さき目白通りから、中井二の一の二八さき山手通り（環状六号線）を結ぶ全長六五〇^{メートル}の放射七号線を開通した。八月一日現在の車輛交通量（自転車を除く）は一日約一万五千台で、これにより、付近住宅街の細路を通り抜ける交通量は半減し、目白通りも昼間信号二回待ち程度に緩和されている。」と開通後、道路がバイパスとして機能している状況について伝えている。開通後の交通量についても『落合新聞』による独自の調査で以下のようにその様子を伝えている。

「放七の交通量を八月一日午前九時から十時三十分までの一時間「新落合橋」歩道橋上からの調べによると、橋下を通過した車（自転車を除く）七六八台、中落合西交番通りから放七を横断（直進）した車輛（自転車を含む）七八台、歩行者の横断五四人、横断歩道橋を渡ったもの二八人、歩道橋の下を渡った歩行者四人であった。夏休みが終れば歩道橋の利用者はふえるとみられている。また、住宅街の細路を利用していた車輛のうち、中落合四の四の八松岡理髪店角を西落合方面から来て右折し、中井二の一の六熊倉医院横に抜けていた車は三分の二に減り、中落合三丁目内人生浴場付近を環六方面に右折した車も半減した。」

と、バイパス開通の影響で減少した地域住宅街細路の車の流れの変化を詳細に伝えている。地域の子供の安全に直接つながる住宅街の細路の交通量減少を実地の取材で記事にしている。竹田の取材の様子についてはスクーターを利用してフットワーク軽くまちをかけていた様子が『御禁止山』にも書かれているが、落合の「現勢を伝える」という姿勢がここにもよく表れている。

また放射七号線開通を伝えた同日の1面では、「早くも衝突事故四つ 西交番通り交差点で」と、開通予告や標識の不備による開通初日に起きた事故の様子を以下のように伝えている。

「開通日の二十五日放七を走ってきたオートバイに中落合西交番通りから小型乗用車かとび出して衝突した。さいわいけがは軽少^{すくなく}ですんだが、標識のないこの場所の危険を予想していた地元の人々からただちに一一〇番および戸塚警察署交通課へ緊急電話がとび、署は急ぎ「危険最徐行」の立札を立て、道路には「止まれ」と大書きした。だが、二十六

日、二十七日とひきつづき単車、乗用車、ミゼット、自転車等による三件の衝突事故が続出したので、地元からは「開通予告のPR不足が原因だ」「もっと目立つ標識を」と関係当局への批判の声が多い。」

と当初の混乱を伝えている。

この放射七号線の建設は、『落合新聞』発行期間中には終了しなかったため、その後の見通しを終刊時に掲載している。昭和42年10月26日の最終号第50号1面「放七の見通し」では、

「○立体交差延長四二〇^{メートル}の工事完了は四十三年八月。九月には全面開通の予定。○ここは両側面道路が四十三年三月まで、つまり先に出来上る予定なので、側面だけでも出来上り次第車を通す。○ただし下落合方面は捌け口が狭溢なため聖母通りから環六に向う片方だけ通すか、検討中。○この道路が開通すれば丘の下の中井通りは相当に緩和される。○聖母通りから山手線までの延長九二〇^{メートル}の用地買収はごく一部を残すのみ。一部取り毀し完了。○第一特健では、下落合駅前付近約二〇〇^{メートル}を来年四月には工事にかかりたい方針でいる。」

と、終刊にあたり放射七号線建設について総括した記事で、いまだ続く工事の現状と完成に向けてその見通しを伝えている。

(2) 補償を伝える

道路建設にともない移転が強いられるような場合の補償問題についても『落合新聞』では多くの紙面を割いている。昭和38年4月15日第9号1面で「放射七号 私達は訴える」で放射七号線道路対策協議会の「正当な補償」を求める訴えや、同号2面で「補償の要求坪二十万円 放射七号線」と補償問題や代替地についての質疑の様子を掲載したり、昭和40年10月9日第31号1面、同年11月12日第32号1面、同年12月20日第33号1面では3回にわたって「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準(上)・(中)・(下)」を連載し、用地買収の基準や補償問題の難航している点を伝えている。

放射七号線道路対策協議会の主張を掲載した昭和38年4月15日第9号1面「放射七号 私達は訴える」は以下の通りである。

「こんにち我々は放射七号線道路貫通計画のための特別の犠牲を強制せられると云う不幸な事態に直面している。こんにちの大きな社会問題と化した現下交通事情に鑑み、行政庁が都市計画道路を推進すること自体は、我々被収用予定者としても容認せざるを得ないと認識するものである。しかしながら、公共事業とは云え、被収用者の立場からはそれが憲法の保障する我々の財産権、居住権等の基本的人権に対する侵害であり、我々の受ける損失が不平等の負担であることは何等変りなく、その侵害の代償としては憲法第二十九条に明記された「正当なる補償」がなされねばならないことは論を待たないところである。

我々は公共事業自体に対し、理由なき反抗を企てるものではないが、我々はその結果として一千万都民のための特別の犠牲を強いられるものであって、我々自らが立退きを欲しているのでは決してないのである。従って今後収用者と我々被収用予定者との交渉の過程に於いて、補償問題が民法上の売買契約と云うことに到着するとしても、その基本的理念に於いては単なる売買契約であると云う考え方を容認することはできない。

我々が要求する「正当な補償」とは、我々犠牲者が蒙る財産権及び居住権等の物質的損失に対し、正義公平の原則に反することのないよう収用の前後に於いて、その実質的意味からみて財産的価値の総額に増減があってはならないと同時に、地図上に一線を画されたことにより、その線内に入った我々犠牲者が蒙る種々の精神的損失は莫大なものであって到底換価為し得ないものであるが、その精神的損失に対しても当然に適正なる配慮がなされるべきであると確信する。

我々は以上述べた「正当な補償」がなされない限り断固としてその諸権利が侵害されることを許すことはできないと決意し、ここに今後のあらゆる事態に対し相互の権利を確保する為に一致団結して対処することにした。」

と、道路建設そのものについては容認しているが、憲法が保障する基本的人権を引き合いに、その代償として「正当なる補償」を要求する。道路建設に際し立ち退きを強いられるが、それは決して自らが欲しているものではなく、彼らは都民のために犠牲を強いられる「犠牲者」なのであり、その「犠牲者」が蒙る物質的損失及び精神的損失に対して「正当な補償」を断固として求めるというものであった。

この道路対策協議会の活動については、「環状7号線に代表されるオリンピック道路を始め、高度経済成長を支える東京の道路網が急激に整備される時期に、これらの道路建設にとまなう反対運動が各地で起こり、その経験がもちこまれたことである。運動としては紆余曲折を辿るが、ここで最後まで運動を継続した〈連盟〉の争点は建設絶対反対ではなく、“納得のいく補償”の要求であり、その点において一定の成果をあげたのであった。」⁵⁾と評価されているが、『落合新聞』としても、「放射七号 私達は訴える」が掲載された第9号の2面において、「補償の要求坪二十万円 放射七号線」で放射七号線道路対策協議会が、補償問題について「付近の一般売買価格および環状七号線など各種例からみて坪二十万円（二月現在）が適当と認めこれを要求する旨を口頭で伝えた。」と報じている。これに対し都議会議員小野田増太郎は「即座に手形を切ることはできないが一般売買価格より数割上まわるのが普通であるから出来得る限り希望額に比べられるよう約束する」と答えたことを伝えている。あわせて「代替地の斡旋は困難の見込み。」と、補償金以外の落合の地と等価の代替地については斡旋が困難であるという見通しも伝えている。『落合新聞』では、昭和38年1月27日第7号1面「落合の現状と将来」で小野田増太郎への落合地域の現状に対する質疑と回答を掲載したが、「買取価格も地主にはすでに提示してある。中央（だいたい下・四交番前の通り）より西寄りの土地は平均十

一万から十二万円程度東寄りには十三万から十四万円ぐらいで、この価格は価格評価委員会にかけられ決定されたものである。」としたものに対し、坪あたり5～9万円増額の「坪二十万円（二月現在）が適当と認めこれを要求する旨を口頭で伝えた。」と報じ、その「正当な補償」を求める姿勢を記事掲載という形で支援している。

また、補償関連の記事としては、「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準」を上・中・下と3回にわたり掲載している。昭和40年10月9日第31号1面「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準（上）」では、放射七号線建設の遅れについて、「最大の原因は用地取得の困難さにあることはいうまでもない。そこで用地買収にはどのような基準があるのか、補償問題でどの点が難航しているのか、附近住民の関心も深いので、主な部分を紹介してみることにした。」として、「環状六号線から東側で、感情は別として、現在難航している点をあげると次のようなものがある。三十坪の地主で、そのうち道路にかかる部分が十五坪で、半分残るといような所。この場合十五坪では建幣率の割合もあり利用価値は相当減じ、とても以前のような家は建たない。また十五坪分だけの補償では、これまた以前と同じように新規に土地を購入することもできない。だから全部買上げてくれという要求である。」と「感情は別として」第一の問題として残地の取り扱いについての問題を以下のように取り上げている。

「買収した土地の残りの部分が狭くて利用できなくなるような場合には、その値うちがさがってしまうことがある。このような場合には、実情をよく調べて、その値うちがさがったことによって受ける損失を補償することもある。あるいはまた次のようにも書いてある。「誰が見ても通常のような損失を受けると認められたときはその損失を適正に評価して補償する。」右の説明では、例えば十五万円の土地が端数残地になって十万とか五万とかに値下りして損失を受けた場合、その差額を補償してくれる、と解釈してよいわけだ。ところが熟読すれば分るように、簡単に補償してくれそうにない。「一補償すること“も”ある」とか、「誰が見ても」という常識論が買収の項と同じように制約を加えている。これらは、無制限な要求をセーブするためもあるだろうが、補償者と被補償者の解釈も著しく違って来る。基準とはそのようにあいまいなものだから、解決はあくまでも納得づくの話し合いが建前になるのだろう。話し合いを進めるためには詳細な現場調査がまず必要なわけだ。これをこぼんで遅延した例もある。」

と、残地をめぐる補償問題の困難さを伝えている。

第二の問題として、昭和40年11月12日第32号1面「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準（中）」では、従来より幅員拡張計画のあった目白通りより先に放射七号線が着手されたという順序違いについて以下のように述べている。

「第一次七号線工事計画が発表された頃、政党的には地区共産党細胞が反対し、被収用者の大半も反対を主張した。それらの人々の中には、今日、買収契約も終り移転した人も

多いが、ではその人達が放射七号線工事計画に賛成したのかということそうではない。正確に云うならば、諦めたのである。我慢をしたのである。文化村という静寂地の破壊を阻止し、従来から幅員拡張計画されていた目白通りをなぜ先に実行しなかったのかという理由にあった。目白通りは練馬十三間道路と同じ幅の道路にする計画が、かつてはあったからである。この順序の転換に抵抗を感じている人は今でも多い。」

と、放射七号線建設について決して納得はしていない地元の心情、反応・動向について伝え、ボタンの掛け違いが地元の反発の背景にあること伝えている。

次いで同号では、

「用地買収の補償は放七ばかりではなく、他の道路にも共通だから落合とその周辺の拡張計画も紹介しておこう。昭和三十六年を初年度とし、四十五年に了る予定の「東京都道路整備事業十ヶ年計画」によれば、環状六号線の幅員は四〇^{メートル}（現在の約倍）になり、他に池袋方面から戸塚三丁目方面に抜ける道路、すなわち、下落合二丁目交番附近を南北に縦断する道路が出来る。この道路は目白通り以北は幅員二五^{メートル}、以南は二〇^{メートル}になっている。これらの計画道路は測量図の作成も始まっている様子だ。また、目白駅以西、下落合二丁目交番附近までの目白通りが二五^{メートル}道路に拡幅^{マツル}され。上落合と中野区の境を東西に走る昭和通りも二〇^{メートル}幅になる筈である。そのうち立体交差になるのは環六と放七の交差点だけになっている。この十ヶ年計画以外の処で噂の立っている処もあるようだが当社では調べていない。」

と、放射七号線以外の落合地域とその周辺の拡張計画の紹介もしている。

次に話題は種々の補償問題へと移っていく。移転に関連し、どのような費用が補償されるのかという必要経費の補償について以下のように伝えている。

「土地は買収するが建物は買収しない。このことはしばしば間違われて解釈されているようだ。建物は買収ではなく、曳家にするとか、解体して移転するとか、それに必要な経費が補償されるのである。当然建物に附随する家財道具、庭木、庭石、門、塀、垣根など、上物はすべて引越に必要な経費が補償される。気前のよい人がいて、植木や庭石など買収してくれないならいらぬという人がいたが、もったいない話だ。知らずに云っているのだろうと思うが引越料は貰った方がいいと思う。買収より移転料の方が高いこともあるのだから。との専門家が来てその土地にある必要なものは図面を作って全部書き込んでくれる筈だから小木に至るまで洩れなく計上して貰った方が得。直径一^{メートル}もある大木ならなお更のこと。植木は移転すると種類や季節によって枯れることもある、急ぐことはない。家はポロ家^{ポロ}で解体したらくずれて再建できないということもあり得る。とにかく住めるようにして貰わないと困るのだから、土台でも何でも取替えてもらえばいいだろう。だ

「いたいこれまでは移転料で新しい家を建てている。また、解体すれば仮住居も見つけねばならぬ。それに必要な補償もしてくれる筈だ。」

と、建物移転に対する地域住民の誤解を解き、必要な補償要求に対するアドバイスをすると、次に、

「借家人や間借り人には家財道具など引越に要する費用が補償されるわけだが、基準には、「以前と同等な家や部屋を借りるのに必要な費用相当額を補償する」となっている。と借家人の補償について取り上げている。また、道路建設にともなって塀を建設するような場合について、「自分の土地や家は全然買収にならないのだが、すぐ隣りが道路になるので、いままでのようなあるかなしかの低い、垣根では中が丸見えになってしまう。危険性もあるし嫌だから塀を作りたいと思うが自弁だろうか」と疑問を持っている人がいる。何事も建設当局に聞いてみるのが一番いいわけだが、解説書には次のように書いてある。「隣接した土地が買収されて事業用地となるために、みぞや垣根などを作らねばならないときはそのような工事に要する費用を補償すること“も”ある。」

と、行政の対応に対して批判的な論調をとりつつ地域住民の誤解を解き、不利益を蒙らないようなアドバイスの掲載となっている。

昭和40年12月20日第33号1面「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準（下）」では、その冒頭、行政批判を以下のように展開していく。

「建設事務を二通りに分け、「建設事務所」と「特定街路建設事務所」とがある。放射七号線は以前は第三建設事務所（中野区宮園町）で担当したが、今は「第一特定街路建設事務所」（渋谷区上通四の四一）に入替っている。「特定街路一」の方は緊急整備を要する街路に限って担当される。事務所が替れば人も替り、そのせいなのか以前と話が違うというのでヘソを曲げている人もいる。補償基準は特定であろうとなかろうと変わってはいけないわけで、また人によって話が違ってもいけないわけである。反対すると意地でも動けなくなる善人はいるものなのだ。」

と、地域住民の心情のこじれの根底にある行政のちぐはぐで行き届かない対応について批判している。「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準（上）」では、「環状六号線から東側で、感情は別として、現在難航している点をあげると次のようなものがある。」とあったが、道路建設については、既定のこととしての諦めもあり、失われることが前提であるからこそその抵抗は感情の問題となる。地域の人々にとって、実際に収用にかかる人々にとって、補償とは別の「意地でも動けない」という心情の問題が非常に大きいのだ。

次に工場や商店の営業補償については、

「下落合駅附近から東方に延びる放射七号線にかかる処にはたくさんの工場があるし、

商店もある。これらを対象とする営業補償は次のように説明されている。店舗や工場を移転するときは、販売や製造を一時中止しなければならない。移転先で営業を再開するときにもすぐには以前ほどの客がつかめず、ある期間減収となることも予想される。また法令にもとづく許可による営業とか社会的条件により営業場所が限定される営業とかは、移転先で必ずしも従来どおり営業を継続することができるとは限らない。転業廃業しなければならない場合も生ずる。こうした損害に対しても適正な補償がされる。あるいは休業期間中営業主の負担となる電話、電灯の基本料とか、社会保険料などの固定経費の補償がされる。休業期間中従業員に支払う賃金の補償もしてくれる。工場によっては生産を中止することができず、仮施設を要するときは仮施設に必要な補償をしてくれる。しかし商売によっては中止だの仮だの、そんな悠長なことはいつていられない所もある。外の地区の移転方法を調べてみたら、移転先に工場を建設して一気に設備施設を移転している所が多い。」

と、種々の営業補償について説明している。また、地主と借地権者の補償の取分については、

「放七関係でも目下最も難航しているのは地主と借地権者との取分を決めることである。土地の売買価格すら確固たる基準がない上に取分の考え方もまちまちであるのだから、容易に決まらないのも無理はない。土地は売りたいと売ったのと買いたくて買ったのとでは値段が違うし、たとえ附近に売買実例があっても基準にはならない。いわば相場を基準にするより仕方がない。」

と相場に従うことをすすめる。そして最後に、補償問題に対する行政側の対応について、

「いつの場合でも、説明会は直接被補償者の家庭に立入る段階になって初めて開かれる。移転者あるいは用地にかかりそうな家庭は気持ちが落ち着かない。その期間が非常に長い。だから最初説明会が開かれると、「こんなに重要な問題をなぜ早く知らせなかったのか。」と喰いつかれる。その抵抗は烈しい。だから用地買収は最初から難航する。建設本部は他人事と思われても仕方がない程のんきである。基準の参考書など配られたことも見たことがない。要点を抜粋した大量の基準書を作製して被補償者に配布する配慮が欲しいと思う。話し合いという聞こえはいいがこの話し合いが一番むつかしいのである。この話し合いの基準となるべき基準書を配ることは賢明な策ではないだろうか。」

と行政を再び批判し、被補償者への配慮として基準書の作成とその配布の提案している。補償問題については、他地域の実例やその相場があることからその例に従うしかないとするが、「正当な補償」に対する交渉の経緯や行政の対応の遅さや反応の鈍さ、地域住民の反発の心情を伝えることが問題提起となっており、町の利益を擁護する公器たらんとする『落合新聞』の姿勢をよく示しているものといえよう。

(3) コラムの中の放射七号線

『落合新聞』のコラム欄には「翠ヶ丘」と「七曲り」とがある。いずれのタイトルも落合地域の地名に由来するものだが、「翠ヶ丘」はより地域に密着した内容の雑記事・コラムとなっている。「七曲り」は、時期によりその性質も変化しているが、内容としては地域に関するコラム・提言である。コラムとは生きた声であり、「七曲り」、「翠ヶ丘」には、個人としての雑感・怒り・悲しみなど筆者の心情が表現されていて、その作家性が垣間見えるものとなっている。放射七号線に関する掲載記事としては、コラム欄「七曲り」に掲載されたものがある。補償問題がまだ解決していない昭和39年4月11日第19号と昭和39年5月20日第20号の2回にわたって記事が掲載されている。

昭和39年4月11日第19号1面「七曲り 放射七号線に想う」では、前段は戦前からの記憶や落合地域に広がっていた放射七号線に関する噂をもとに記事が書かれている。

「第二次大戦以前練馬の十三間道路が出来た頃、あの様に広い道路が出来たのは多分に軍事的な目的があって飛行機の発着にも使えるためだとよく聞かされていた。また当時はそのような目的がなければあれだけの広さは必要なかったかもしれないし今日的な意義は別として現代への先見があったとは思われない。またあの頃は十三間道路の延長は現在決定されている放射七号線経路ではなく、まっすぐに落二中学の校庭を通り一落二中はまだない—最近区道に認定されて久しい間広い道路にするように空地になっていた下四交番下の私道から東中野に抜けるか、あるいは二の坂（旧蘭塔坂）を中井道に曲り早稲田へ抜けるか中井道上通りを環六に交差させるか、などもよく噂されていた。また戦後は目白通りを拡張してつなぐ計画もあった。ところが意外なことに昭和三十六年の事業決定は現在の経路になっている。「戦前からの計画だった」ということはしばしば当事者や選良や古い一部の人も云うがそれはいまの路線だったのだろうか、もしそうであるなら落二中は既に二十五年に建っているし人が移り住む前に注告ぐらいは云えた筈であった。相手によって「事業決定されるまで分らなかった」というのは悪い不動産業者のすることである。」

と、地域の中にあつた道路建設計画の噂について書かれている。地域に住む人々の本音の部分である。

続く後段では竹田のまちに対する思想がうかがえる。

「更に想うことは人はそこに住もうとする場合人通りの多い道路に面することを望む人と騒がしさを避ける人とがある、道路は元来どこに造るべきか、今日の都市計画は人間的環境にはおかまもなく無暗に郊外に追いやる傾向がある。都心にこそ人が住むべきでそれを保護してこそ美しい都市計画が成立つものだと思う。最もよい想定とその可能な時代のための再参の陳情に耳を傾けなかったことは返す返すも恨めしいことである。」

と、静寂な美しい街を守るべきという考えを示し、陳情に耳を傾けなかった行政を批判してい

った。

昭和39年5月20日第20号1面「七曲り 放七計画と経路の証言」では、前号の記事が記憶や噂にもとづいたものであったのに対し「明確な事実」に基づく記事が掲載されている。

「この前この欄で放射七号線の発祥の理由や時期や経路などを殊更に記憶や噂にもとづいて書いた。というのは、人間の記憶や噂などは怪しげなもので事実と相違することは極めて多いが、人の生活感情は事実よりも漠とした直感や感応を土台にしても成立されるし、それを大切にして放七に関係する人々の戦後の土地売買問題など公平を期する意味に於いてこの前あのような文章を書いた。しかしそれはやはり不公平をまねくから明確な事実は述べておかねばならない。」として、「放射七号線や環状六号線は昭和の始め頃既に計画されその経路も公開されている。昭和三、四年に出来た「東京府豊多摩郡落合町全図」には環六も放七も目白通りの拡張も、計画路線や道幅がちゃんと書き込んである。この地図は落合町に広く頒布され、今日では少くなり、知る限りでは国会図書館に一枚とその写しが当社にある。字（あざ）別区分図だけは本紙第九号でも既報した。紙面の都合で全図の公開は先に延ばしている。計画道路の中、練馬の25メートル道路は戦前に出来、環六は戦後に完成した。残された放七の番地を拾ってみると、今の計画路線と同じで、氷川神社附近から先だけが早稲田に行かず高田馬場へ行くようになっている。昭和二十二年頃、この計画線にかかる処に建築をした人の中には「念書」を持っている人も多い筈で、あちこちに杭も立っていた。したがってこの路線内に（25メートルから33メートルに変更になった部分を除く）古くから土地を持っていた人はここが道路になることは知っていたことになる。」

と、以前から建設については承知していたのではないかという、最後で「今日の問題は補償金で、この金で現在地と同程度の土地柄が他に求められるかが重要なことなのである。目白通りは抜けないと地下鉄が来なくなる恐れもあるからである。」と明確に今日の問題は「補償金」であるという。その争点として、道路建設に反対なのではなく、より良い条件の補償を求めるものである。また、建設反対ではなく工事を進捗させることによって当時目白通りに建設が想定されていた別のインフラ整備案件である地下鉄第8号線に期待する意味もあった。

（4）失われつつあるまちな静寂を記録する

失われつつある静寂なまちに対する思いはコラム以外にも『落合新聞』には散見される。建設の進捗状況を伝えた昭和39年2月13日第17号1面「升豊通り以西ほぼ買収了る 一部交渉中 放射七号線」の中で、

「文化村一帯は都内二十三区の中でも最も快適な環境をたもっていることで有名である。関東大震災以後、とくに西武鉄道が昭和二年に開通してからこの辺は急速に高燥住宅街と

して発展し、のどかな住宅街を形成した。したがって三十年四十年と住みなれた人が多い。また文化村という名前はもはや個人の姓名の一部にもなっている。このことを考慮しこれを捨てざることの気持は、現在いきづまっている交通事情を緩和し、残る居住者へ影響する利益も加味して補償問題なども考慮しなければならない、というのが残る多くの人々の良識になっている。」

と、文化村についての言及がなされている。道路建設によって静寂の地、落合を離れなければならない「犠牲者」に対する補償問題への、また、失われつつある地域の静寂な住宅街としての価値に対しての補強記事となっている。放射七号線関連の記事において、文化村について竹田が直接言及しているのは、この部分のみである。その他、放射七号線関連の記事中で文化村について言及しているのは、昭和40年11月12日第32号1面「放七をめぐる用地買収の難点と補償基準(中)」で投書として紹介されているもので、

「もと文化村に住んでいた人で、放七にかかり練馬の奥に移転した人がいた。その人から当社へ便りが来て、「こちらは静かなところです。ヒバリも啼いています。でも、ひどく不便です。住めば都で慣れると思いますが、文化村のような便利でしかも静かなところで、小鳥のくるような処が都会の山の手から消えていくのですね」と書いてあった。」

というものもある。便利で静か、自然あふれる環境であるという文化村に対する評価を投書に仮託した、失われつつある静寂に対する評価である。

『落合新聞』のこのような静寂なまちに対する思いの表明としては、放射七号線建設の記事の他にも住居表示問題が大きく取りざたされていた昭和40年4月9日第26号1面、落合新聞社名での発表された「町名の沿革と試案」の中にも示されている。そこには「日頃思うに、中井と下落合とは互に離反する語感が底流している。中井は、いいかえれば街は賑かさを求める。下落合はそれとは全く別な、静寂を求めて今日に至った。町は双方併立することによって便利し、調和も保持できるけれど、人は根本に、互に閑居を守護しようとする感情を持合わせていることを忘れてはならない。」と、静寂な近郊市街地として発展してきた「下落合」の歴史を尊重し、町名変更によって失われるかもしれない静寂の地を守りたいという思考が示されていた。

(5) 地域の安全を守る歩道橋設置を伝える

「交通戦争」といわれた当時、交通事故防止について『落合新聞』の関心は高く、昭和37年6月10日第2号1面では「交通事故から子供を守るために」をトップ記事として掲載、同号のコラム「七曲り」でも「白パイのおじさんよりもちょっぴり優しく、緑のおばさんよりもちょっぴり怖い。白パイは幹線をとび廻り緑のおばさんは一定箇所まで歩行者を守るが、緑のおじさんはその空間を埋める。つまりこのおじさんの仕事は現在最も閑却され、かつ、最も事故の

多い空間に注意するのが目的」という「緑のおじさん」を「とりあえず三百人ばかりこの大東京に放してみたらいかがであろうか。」という提案をしている。

放射七号線でもその建設中より開通後の歩行者の危険が懸念され、歩道橋設置の気運が高まっていた。歩道橋設置に関しては、収用、補償の問題に区切りが付き、工事が進捗していく昭和40年6月9日第28号1面「歩道橋を造ろう 放射七号線 目にみえる事故 環状七号線がよい例」が初出の記事である。

「放七ができれば交通事情は緩和されるが、反面、交通事故多発が予想されてくる。そこで落合第二中学校や同校PTA会長黒倉正雄さんらが、放七に歩道橋を造ろう、という運動を起こした。当面の場所として升豊酒店通りとの交差点付近。ここは落合中学校、みどり幼稚園、落合第一小学校の児童、幼児がおびただしく横断するところ。これらの子供達を守るには、歩道橋がいちばん安全、ということになったから。」

と、放射七号線に歩道橋を造ろうという運動が始まったことを伝えている。

「下落合駅までの間には、ほかに少くとも二カ所は必要という。環六との立体交差点地点は高いところに舗道ができるからいいとして、下落合を利用する駅付近、老人いこいの家の清風園付近、ここは落一小学校の児童も沢山渡る。歩道橋を造るためには、従来の舗道よりも少くとも一畝中余分に買収しなければならない。これまでの放七用地買収の図を見ると、ところどころ三角地など端数の残地がある。端数がなくとも必要なところは道路買収と同時に積極的に買ってもらい、住民も協力して、放七に歩道橋をつくろうということになったわけ。」

と、放射七号線建設の用地買収で大きな問題となっていた残地の積極的利用による歩道橋の設置の要望を伝えている。道路建設後の安全を保障するものとして歩道橋設置が求められるようになり「正当な補償」といわれた金銭的な補償から、道路完成後の安全に対する補償へと論点が移ってきている。

その後、昭和42年2月2日第43号2面「放七の歩道橋は二カ所 下落合駅附近は四月開通」では、「このほど、東京都第一特建事務所（中落合一ノ四ノ二）では、目白通りから下落合駅付近までの詳細な工事設計図を作り上げた。これによると、歩道橋のつくのは、中井児童遊園の横と、みどり幼稚園の裏、計二カ所。」と二カ所の歩道橋設置場所について伝え、建設計画の進捗を伝える。しかし、この建設計画は思うように進んでいかない。昭和42年3月1日第44号1面「歩道橋工事難航 中落合三・四丁目 説明会ものわかれ「体を張って妨害」反対者 頭を悩ますお母さん」では、二月二日放射七号線中落合四丁目歩道橋建設説明会で、階段付近に居住する四人の猛反対により、工事が難航していることが伝えられている。工事難航の問題点を『落合新聞』では、以下のように整理している。

「問題の場所は、目白通り丁字路から環状六号線に通ずる約六百メートルの間、中落合四ノ三ノ一「みどり幼稚園」裏側に設置される歩道橋で、高さ四、七五メートル、階段および橋の幅員は一、五メートル。ここのあたりは、四十年五月、付近小、中学校PTA、町会共同による設置方の陳情の出ていたところ。反対者側の言い分は、「橋の上からのぞかれる」「商売のじゃまになる」「事前に何ら話しがなかった」「補償がない」「場所を変更してくれ。初めは升豊通りに設置するものと思っていた」等によるもので、これに対し、都側は次のように説明した。①階段やおどり場は、目かくしをつけて覗かれないようにした。橋の渡り部分は車道から見えるようにしないと、女性が危険な目に遭った例があるので目かくしはつけない。②階段には高さ二、五メートル、幅五メートル以上の空間を設け、中央には柱を建てず、荷物の搬入搬出には妨げにならぬように設計した。③事前の話は、昨年十月八日、十二月十三日、その後数回にわたり関係者と話し合い、協力を求めたが納得してもらえず、町会に頼んだところ、町会から着工してもよいという返事もらったので、付近の人は了解してくれたものと思い工事を始めた。④補償は出せない。⑤場所の変更は他に売地を探したがないので、歩道幅員の最も広い三三三メートル幅の場所を利用した。」

と、歩道橋設置の経緯、建設反対者の言い分とそれに対する都の説明をあげている。

「放射七号線の幅員は二五五メートル、環状六号線と立体交差するために途中から三三三メートル道路になる。歩道橋の位置は二五五メートルと三三三メートル道路との接点に位置する。理由は、都の説明によると接点の部分だけは歩道幅員を三三三メートルにし、他は二・七五メートルの規準に準じている。人一人歩くには七五センチ必要と見、擦違う二人の合計は一・五メートル、したがって階段幅も残る歩道も一・五メートルにするにはこの接点の部分より他にない。他の歩道では窮屈になるというのが位置選定の申し開き。また、升豊通りの交差点が最も有効であると決め、売地の交渉を続けたが、売ってくれないのでどうにもならなかったという。歩道幅の位置は、目白通りと環六を結ぶ六百メートルの間のほぼ中央に設置されるが、升豊通りよりは五〇メートルほど東に寄っている。」

と、都による歩道橋建設計画の妥当性について伝え、

「この橋を渡る通行人は、わが社の調べによると、日に往復落一小は百人、落二中は百八十人、みどり幼稚園は百四十人、落三小は五十人、目白学園の生徒を合せて子どもは合計約五百人。一般住民は約五百人、総計千人の利用者があると推定される。」

と、取材に基づき受益者数についての推定をする。歩道橋建設の必要性を補強しつつ、次に説明会において紛糾し、遅々として進まない地元の議論について伝えていくのである。

「説明会の席上、PTA代表のお母さんは、「子どもを交通事故から守るために、この際

ぜひ歩道橋をつけて欲しい。事故が起きてからでは遅い、皆さん協力して下さい」と訴えていた。さらに他の主婦は「公共のためだからと云って一部の犠牲はやむを得ないという考えをもってもらいたくない。犠牲者の身になって考え少しでも犠牲を少なくして欲しい」と訴えた。「トンネルにして下さい」という主婦もいた。白川稔氏（淀橋町会連合会長・早大教授）は、「誰にでもいいという政治はむずかしい面もあるが橋の近所の人とは今後ともなお、話し合いを進めて欲しい」と都に要望した。だが地元落合親和町会副会長の小野田彌兵衛氏（区議）は、「町会は工事にかかってよいと返事はしなかった。私は区議だから、都の仕事には関知していない」と特に発言したので、都側との話しの食違いを露呈し、反対者をいっそう硬化させた。また、反対者の一人、青柳敏夫さん（電機器具商）は「昨年八月に反対の申し入れをしている。場所を決定する以前に何の話もなかった」といい、「体を張っても工事を妨害する」とカンカン。都は「反対を押し切っても工事を続行するか、交通禍の予測を承知で工事を中止するか、二つに一つを選ばねばならぬ」といい、第一回の説明会は物分れにおわる。」

と、説明会での賛成派・反対派双方の意見の内容とその不一致による工事の難航を伝えている。

同号1面「社説」ではこれを受け、『落合新聞』としての歩道橋設置に関する意見表明をしている。『落合新聞』に掲載された「社説」は、昭和40年7月13日第29号1面「秘境の分譲願いは遺憾に思う」、昭和40年10月9日第31号1面「町名変更反対に行過ぎ」、昭和40年12月20日第33号1号「新町会創立に寄せて」、昭和41年5月24日第37号1面「遊園地を確保しよう」、昭和41年10月23日第41号1面「明春地方選挙に備えて」、昭和41年11月30日第42号1面「議員は地域住民の表現」、昭和42年2月2日第43号1面「健全な後援会の在り方を」、昭和42年3月1日第44号1面「歩道橋の建設について」、昭和42年3月31日第45号1面「よい候補者を選ぼう」の計9本である。「社説」の掲載は復刊後のみで、その内容は、住居表示問題とそれにかかわる町会の再編、『落合新聞』がキャンペーンを行なった児童遊園設置問題、地方議会に関する問題とあるが、放射七号線関連の「社説」は、第44号の「歩道橋の建設について」のみである。

昭和42年3月1日第44号1面「社説 歩道橋の建設について」は、歩道橋設置を遅らせることになる反対派による運動批判の意味が込められた記事となっている。冒頭、

「放射七号線に架設される区内第一号歩道橋、付近住民数軒の反対を受け、初手から足踏みの情態となった。反対の主な理由は、橋上から覗かれるプライバシーの問題、事前に連絡のなかったこと、商売の邪魔等である。架設位置を変更すれば一挙に解決する問題ばかりだが、どこに移設しても反対される厄介にして必要欠くべからざる代物がこの歩道橋のようだ。あちらを立てればこちら立たずというわけである。」

と問題提起をしていく。

「だが、われわれが根本的に知っていることは、歩道橋は沢山あったほうが良いということである。移設よりも増設が優先する。環状七号線を例にするならば、環七は道路が先に出来たから多勢の交通犠牲者を出してしまい、住民は日々足しげく嘆願をして、ようやく現在、千五百メートルから二千メートルの間に一カ所設置された。それに較べれば、放七の場合は住民の願いがかなって道路と橋の同時完成となり、さらに六百メートルに一本の割合いだから、この限りにおいては幸いといわねばならぬ。だが、これで十分かと云うとそうではなく、もし他に適切な場所があったならば、移設するのではなくて、そこにも増設することなのである。そういう積極的な姿勢が人の命を救う。」

と、積極的な歩道橋設置推進論と繰り広げるのである。

「さらに、橋よりもトンネルならばぐっといい。地下道にはプライバシーや補償の難問は出て来やしないし、金がかかるとはいえ、安全な地下道を開鑿することは考慮の余地がある。地下鉄の入口やバス停のように自分の家の前に引っぱろうとする、歩道橋と逆な現象を見ている方が面白いではないか。」

と、反対派によって進まない歩道橋建設への皮肉も込め地下道開鑿にまで論を進める。しかし、ここで歩道橋建設に関して一つの問題を指摘する。

「さてしかし、この歩道橋建設にはわるい問題がからんでいる。つまり放七にはどうにも使いようのない狭小な三角形やてい形の残地が三十八カ所もできた。都はこれらの残地には、形状、面積に準じて七、八割もの残地補償をした所もあるにかかわらず、買上げないから（以前は買上げた例多数）地主は他に売却、それら狭小な残地は違反建築の温床になり、最も強硬に反対している一人は違反建築第一号で、あそこは敷地面積より約三十平方メートルを差引いた残りの土地が建築できる敷地面積であるのに、三〇、七四平方メートルの土地に目白通り並の無届建築を強行した。これを見のがせば違反二号、三号の続出は必至だから、区は昨年六月十五日工事停止命令を出したが知らん顔、連日のように警告したが、工事続行、ついに違法のまま完成してしまった。その後区は撤去命令を出したがこれもなしのつぶて。（十月二十七日東京）この者が最も歩道橋建設に反対している。反対者は「わざと自分の家の前に橋をもって来た」といった記録もあるくらいだから、この人との話し合いが最も必要なことではないだろうか。地元は、賛否両者、いわば味方同志の話し合いを何度も繰返しているにすぎない。」

と、歩道橋建設が進まない背景に横たわる根深い残地問題を指摘する。

「残る問題は巢を覗かれる心理と商売の邪魔ということになる。土台、静かだった住宅街のど真ん中にバイ・パスが開通するのだから、半年や一年、夜も眠れない人も続出してくるだろ。被害者は通りに居住するすべての居住者で、おまけに橋だ。都は橋の構造において目かくしをつけたり、柱を取り除いたり説得に努めた様子はあるけれども、事前に話をしなかったことは怠慢であり、感情を害した。町会に頼り過ぎて後日たしかめなかったのが手落ちである。そんなところに官僚の消極的な安易さがある。被害者意識を過剰にした。」

と、被害を受ける住民の心情への配慮に消極的な行政の対応についての批判をする。そして、結論として、

「何よりも大切なことは、施行者をはじめ、橋の利用者はこれら迷惑を受ける者に対して感謝の気持ちをもっともっと持たねばならぬことであろう。感謝されれば、まんざら悪い気持ちはしないものである。歩道橋は個々の利害を越えた次元に於て話し合いをすべきであるが、大勢のためだなんぞという美名はよくない。と同時に、残地は、通りに面して騒音に悩まされるすべての被害者に対して、都は何らかの便宜を計る措置があつてしかるべきであった。」

と、何よりも大切なこととして被害者に対する感謝の気持ちを持つことと、残地問題に対して都が何らかの便宜を計るべきであったことを主張して社説を締めくくっている。地域の問題の中心は、そこに暮らす人々の心情の問題なのだ。

全体を通じて歩道橋建設反対派に対しては批判的な論調が見られ、また、「歩道橋は沢山あったほうがいい」、「他に適切な場所があったならば、移設するのではなくて、そこにも増設することなのである。そういう積極的な姿勢が人の命を救う。」、「さらに、橋よりもトンネルならばぐっといい。」と、竹田の歩道橋設置による交通安全、歩行者保護をはかろうとする姿勢が色濃くあらわれている。歩道橋の整備が進められていた昭和40年代当時の歩道橋に信頼する考え方なのだろうが、その役割を終えたとされ、撤去が進められている現代の歩道橋に対する考え方とは方向性が逆である。「交通戦争」と呼ばれた60年代的課題の克服のための歩道橋設置の支援という竹田の思想が色濃く表れている。

歩道橋設置が全国的にも進められていた昭和40年代ではあったが、落合地域でも多くの歩道橋設置が期待された。放射七号線開通直前の昭和42年6月25日第47号1面「歩道橋をより多く 陳情・要望の現状 区道も危険箇所には」では、

「新宿区内のうち落合地域に出来上る横断橋は、建設中のもの放七に一、決定は放七、環六ともに各一か所ずつで、放射七号線聖母通り以東および環状六号線には、なお、増設の準備調査が関係当局によって行なわれている。ほかに、危険な所は都道、区道の別なく

設置して欲しいと、落合処理場前も建設の要望が高い。放射七号線関係（都第一特定街路建設事務所担当）中落合四丁目みどり幼稚園裏の歩道橋は去る五月三十一日橋ゲタの架設をおわり、六月二十日完成の予定で工事を進めた。道路は七月十五日開通予定で、道路開通以前に橋のできるのはめずらしいケース。放七の交通量は当初一日約一万台と推定されている。中落合西交番前通りとの交差点には、多少遠回りをしてでも命を大切にす努力を払うべきであるという見地から、横断歩道はつけない。」

と、完成間近な新落合歩道橋とその他の歩道橋工事計画について伝える。

「放七第二番目の歩道橋は中落合二丁目霞坂下から都立清風園脇のT字路に沿って架設される計画だったが、清風園脇の橋げたが某家の門前にひどく接近するため反対を受け、図のような場所になる模様。みどり幼稚園裏とはちょうど逆な現象を起こした。みどり幼稚園裏の場合は十字路に架設するのが最良とする反対運動、こちらが十字路より約三十五メートル西に寄ることになった。地元では清風園脇の残地を利用するものと思われていた。都は霞坂下の残地は買収しているので、ゲタを片方だけ買ったようなものという非難がある。しかし一方、清風園脇は低地のためここに昇降階段をつけると、段数が多くなるという見方もある。橋は四十三年三月環六とのトンネル工事を除く側面開通に合わせる。」

と見通しを伝えている。また、

「聖母通り以西、山手線の土手まで約九五〇メートルの間には、ただいま用地買収の準備中。場所は未定。落四小ほか地元では合計四か所を希望している。①高田馬場2号踏切付近。ここは高田馬場駅前さかえ通り宝来湯横に通ずる道で、通学児童のほかに一般歩行者も夥しく通る。②高田馬場5号踏切付近。③氷川神社横の道路。④薬王院下の踏切。近年ここは歩行者が非常に多くなった。これらの放七以南から落四小学校に通学通園する幼・児童は五〇人。地元から正式の要望書はまだ提出されていない。」

と今後、地元が歩道橋設置を希望している4か所について伝えている。なお、このうち実際に歩道橋が設置されたのは②と④に示されたものである。

「環状六号線（第三建設事務所担当）は、中井駅上目白通り寄り一の坂途中現在信号のある付近に架設される。規模は長さ一七・六メートル、幅一・五メートル、車道からの高さ四・七メートル、昇降階段は二か所。四〇〇ワット水銀灯二基を取りつける。この場所の交通量は午前七時から午後七時までの間約三万六千台。完成は八月の予定。最勝寺前上落合交番と、落合消防出張所前中落合東交番との二か所も候補予定地になっている。第三建設事務所に聞いてみると、ここは中井駅上歩道橋が完成してから調査準備を進めるという。消防出張所前、落一小学校・幼稚園の幼・児童片道日に三六〇人渡る最も通学・通園の多い横断歩

道。目白通りも数か所調査が行われている。目白幼稚園からも要望書が提出された。」と放射七号線以外の落合地域にかかわる幹線道路である環状六号線と目白通りについて、準備・調査が進められている歩道橋設置候補地についての記事を掲載している。

幹線道路以外の道路においても、その危険性は指摘されている。昭和42年6月25日第47号1面「危険な処理場横の直線路 除行路で七〇キロとばす」で、

「落合処理場「落合公苑」前の直線道路で、去る五月七日八幡愛育園の園児が自動車にはねられて全治二週間のけがをした。昨年も幼児一人がはねられている。このためにこの場所に歩道橋をという要望が強い。この道は除行路にもかかわらず車の大半は六、七〇キロで突走る。」

と、その危険性が報じられているが、次号の昭和42年8月10日第48号1面「陳情二つ 処理場直結路に歩道橋を」で、別な歩道橋設置についての陳情活動について紹介している。

「上落合一の二落合処理場西側の直線道路は、交通量の増加とスピード違反で今春幼児二人の犠牲者を出した。いのちに別状はなかったが、非常に危険であるため上落合東部町会（小林繁雄会長）では直線路に横断歩道橋を架設してもらおうと、去る六月百三十名の代表署名を集め、（中略）美濃部都知事あての陳情書を手渡した。横断橋陳情の場所は、直線路のほぼ中央の横断歩道のところで、処理場内にある橋を延長してくれるように要望している。」

とある。この記事は、歩道橋建設に関する最終記事であり『落合新聞』としての歩道橋建設に関する総括といえよう。なお、この直線路には『落合新聞』終刊後に歩道橋が設置された。

3. 放射七号線建設問題についてのまとめ

以上、取り上げてきたように放射七号線建設関連の記事からは、①進捗を伝える、②補償を伝える、③コラムでの意見表明、④失われつつあるまちの静寂を記録する、⑤地域の安全を守る歩道橋設置を伝える、という5つの視点を読みとれる。東京に包含されつつあった1960年代の落合にとって、放射七号線建設とその補償問題、地域の静寂の喪失、放射七号線開通後の安全確保、まさにこれらが地域の課題であった。

- ①道路建設の進捗を伝えるとは、「落合の現勢を伝える」姿勢の最も大きなあらわれである。放射七号建設の進捗は、目白通りの混雑緩和、住宅街細路の交通量減少につながり、また、交通の利便を増すという町の利益であり、まちの重大な関心事であった。
- ②補償を伝えるとは、「町の利益を擁護する」姿勢のあらわれである。放射七号線問題とは、一面において、高度経済成長期に爆発的に膨張する「東京」に、都市周縁にありながら静寂で環境良好な街である「落合」が包含されていく過程の一つの現れであり、その過程で

犠牲となるものに対する思いがこの補償を伝える姿勢に表れている。地域内の多くの人がある利益を享受するが、一方で土地収用にかかる「犠牲者」などの立場を新聞による記事掲載で支えようというものである。しかしその主張は道路建設反対ではなく、求めるのはあくまで「正当な補償」であった。

- ③これらの意見を補強するのがコラム「七曲り」であった。これは竹田の『落合新聞』を通じての落合地域の1960年代的課題である道路建設に対する意見表明であり、本音のあらわれる部分であった。建設については反対の論調ではなく、既定のこととして壊すことへの了承が根底にあった。そこで問題として考えられたのは、補償金であり、落合地域に通ることが想定された別のインフラ整備案件である地下鉄建設であった。
- ④失われつつあるまちの静寂を記録することで落合の特質であった都市周縁の良好な環境、文化を守り、評価しようという姿勢をみせている。文化村の意義についても言及し、町の静寂が失われつつある過程を記録し現在に伝えている。
- ⑤歩道橋設置を伝えることも「町の利益を擁護する」ことにつながるものである。『落合新聞』は、交通問題に対し関心が高く、特に幼児・児童といった交通弱者を守ろうという姿勢が強かった。交通戦争といわれた昭和40年代に全国的にも歩道橋設置は進められていったが、歩道橋の機能に信頼し、これら弱者を保護しようという竹田の姿勢は、この時代に特徴的な考え方といえる。

落合地域にとっての1960年におけるインフラ整備、高度経済成長期とはいったい何だったのだろうか。東京オリンピックが開催される1964年に向けての東京のインフラ整備について、評論家橋本治の言葉が示唆に富んでいる。

橋本治は、まず“戦後”についてこう指摘する。「東京オリンピックで決定的に終止符が打たれたのは“戦後”というやつである。(中略)東京オリンピックで決定的に戦後というものに終止符が打たれたのなら、ここで終わったものは勿論“戦前”である。“戦前”という明治大正、古くは江戸時代から連綿と続いて来たひとつの文化様式がここで終わったのである。別の言い方をすれば、“戦前”というそれまであったひとつの文化的統一世界に落とされた爆弾が、東京オリンピックの為の諸施設であったということである。」⁶⁾と。「東京オリンピック施設を作る為に、東京都は自らの手で、東京の町をブツ壊した。」⁷⁾と橋本はいう。

「B29の来襲によって、東京は一夜にして焼け野原になった—そこまではみんな言う。でも、その後東京は、同じような形で復興したのだ。日本の戦後は、だから戦前を、ちょっとばかりかたちを変えて復興させたものだ。(中略)東京の外観に関しては、旧に復することが前提になっているようなもので、基本的にはなにも変わっていない。つまり「もはや戦後ではない」という声が登場したとき、そこには戦前が復興していた。」⁸⁾そして、その“戦前”も「日本人はみんな“それ”をいやだと思って、結局のところ壊してしまうことを了承したということである。“それ”とは何か？ 勿論、完全に復興した“戦前”である。(中略)戦後の復興と

は、廃棄されるべき土壌の再現だったのである。」⁹⁾ というのである。

その意味においていえば、「目白文化村でも一九五五年（昭和三〇）までに被災地の七割で何らかの住宅がたち、六四年頃までには残りの被災地でもほぼ復興が終わった。とはいっても目白文化村の復興は、戦前の文化村の再現を意味していたわけではなかった。まず、戦争で中止されていた環状六号線の工事がはやくも五〇年に再開され、五一年九月に開通した。これにより第四文化村が切り離された。それと同時に、環六に面した敷地に商店や小工場が建ち、谷間には次々にアパートが建てられていった。復興した住宅の敷地面積も、当時の全国平均一五八平方メートルを若干下回る一五〇平方メートル以下という、戦前の文化村とはかけ離れた水準となっていた。」¹⁰⁾ と文化村については戦前の再現ではなく、変質があったという指摘もあるが、東京オリンピック開催の1964年ごろまでには復興を遂げている。戦後、文化村に暮らすようになった翻訳家の佐藤亮一も昭和37年5月3日創刊号2面「文化村周辺」で戦後の復興について「戦災とともに一応みんなが貧乏人になった。程度の差こそあれ、みんな一応はやられたのである。しかし私の所とはちがって、私の隣近所の人々はそれぞれの風格をもって堂々と立ち上がったのはさすがである。」と寄稿しており、質的には戦前のような姿で風格をもって堂々と復興を果たして行くのである。

しかし、その復興した落合に1960年代、住居表示による町名変更と放射七号線建設が行われていく。この住居表示と放射七号線によって古い落合は名実ともに分断される。行政によって設定された「破壊」である。この2つの問題ともに反対の動きはみられるものの、それを落合地域は甘んじて受け入れていった。「住居表示に関する問題は、地域の歴史を刻んでいる地名が現代の追い求める簡便さに包含されていく過程ともいえよう。住居表示問題は地域アイデンティティのもととなる地名の変更を伴う地域の心を変える問題だった。」¹¹⁾ が、一方で落合地域における放射七号線の建設は、爆発的に膨張していく大東京に包含される過程であり、古い落合を物理的に分断した。この二つの分断を契機とする町会の再編は地域住民の結びつきにも影を落としていった¹²⁾。と、評価されるが、この分断は、落合の「戦前」的なものの終わりであり、「破壊」の後の落合は、「現代」につながる新しい落合の出発点となった。「破壊」からは、住居表示にせよ放射七号線にせよ新たな利便も生まれ、それを多くの住民が享受した。一方でその「破壊」によって失われたものもあり、「犠牲者」にはそれに対する「正当な補償」もなければならなかった。「破壊」によって失われたものとは、静寂な街の文化であり、物理的なまちのつながりであり、地域アイデンティティのもととなる住民の結びつきであった。その喪失に地域がいかに向き合ったか、そこに落合地域の60年代的課題があった。高度成長期以前の落合とその後の落合には分断がある。高度経済成長期の1960年代、現代の追い求める簡便さに包含され、また、膨張する「東京」に包含され、落合は静寂な都市近郊の住宅街という特質を失っていった。

この放射七号線建設問題に関しての『落合新聞』の役割としては、目的でいわれるように落合の「現勢」を主として5つ視点から伝えることであった。「現勢を伝える」とはすなわち地

域の人々のくらしの現在を伝えることであり、地域の人々の心情を伝えることである。『落合新聞』は「現勢を伝える」ことで地域の人々の心情を扱い、記録し、伝えたのである。地域の心情が放射七号線建設という地域の60年代的課題と向き合っていたことを記録し伝えている。伝えることによって問題提起がなされて、地域の意識を喚起する役割を果たしたと評価することが出来よう。しかし、行政の対応について批判的な記事は見られるものの、『落合新聞』の一大環境保護キャンペーンである「おとめ山」の保全活動のように事態を動かすというところまでには至らなかった。「犠牲者」も含めてまちには道路建設について既定のこととしての諦めもあり、古い落合を壊すことには諾とするところがあったので、落合の特質が失われることを前提として事態が進んでいったからである。問題は「正当な補償」を求めるという条件闘争となり、道路開通後の安全確保へと争点は移っていった。その終着点として示されるのは、落合地域における放射七号線の完成であった。

【注】

- 1) 新宿歴史博物館『新宿区の民俗 (4) 落合地区篇』新宿区立歴史博物館 1994年 p3
- 2) 『同上』 p4
- 3) 「目白文化村」研究会『目白文化村』に関する総合的研究 (2)』財団法人住宅総合研究財団 1989年 p87
- 4) 野田正穂・中島明子編『目白文化村』日本経済評論社 1991年 p246
- 5) 『目白文化村』に関する総合的研究 (2)』 p 89
- 6) 橋本治『さまざまなエンディング』主婦の友社 1990年 p46
- 7) 『同上』 p52
- 8) 『同上』 p51
- 9) 『同上』 p53
- 10) 『目白文化村』 p228
- 11) 拙稿「落合新聞の研究 (1)」
- 12) 『目白文化村』 p234